

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2025 年 5 月 20 日

ビジネス・ワンホールディングス株式会社
株式会社ビジネス・ワンサンテ

2025 年 5 月 20 日

各 位

ビジネス・ワンホールディングス株式会社
福岡県福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
代表取締役社長 尾崎 朝樹

株式会社ビジネス・ワンサンテ
福岡県福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
代表取締役社長 山本 道也

会社分割に関わる事前開示書面

(吸収分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

ビジネス・ワンホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社ビジネス・ワンサンテ（以下「ＢＯサンテ」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、ＢＯサンテを吸収分割承継会社として、当社のインドアゴルフ事業に関して有する権利義務を、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、ＢＯサンテに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を 2025 年 4 月 18 日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に添付しています。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割の効力発生日において、ＢＯサンテの発行済株式全部を所有していることからＢＯサンテは当社に対し、本吸収分割に際して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付いたしません。

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 に添付しています。

4. 吸収分割承継会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
- 該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社について

当社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ23,109,065千円及び18,297,645千円であり、本吸収分割によって、当社がＢＯサンテに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ13,185千円及び5,049千円です。また、2025年3月31日から現在に至るまで、当社の資産の額及び負債の額並びに当社がＢＯサンテに承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 吸収分割承継会社について

ＢＯサンテの2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ926千円及び71千円であり、本吸収分割によって、ＢＯサンテが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ13,185千円及び5,049千円です。また、2024年3月31日から現在に至るまで、ＢＯサンテの資産の額及び負債の額並びにＢＯサンテが当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後のＢＯサンテの資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後のＢＯサンテの収益及びキャッシュフローの状況について、ＢＯサンテの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、ＢＯサンテの債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙 1

吸収分割契約書



吸収分割契約書

ビジネス・ワンホールディングス株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ビジネス・ワンサンテ（以下、「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第3条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のインドアゴルフ事業（以下、「本対象事業」という。）に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
(甲) 商号：ビジネス・ワンホールディングス株式会社
住所：福岡市中央区薬院三丁目16番27号
- (2) 吸収分割承継会社
(乙) 商号：株式会社ビジネス・ワンサンテ
住所：福岡市中央区薬院三丁目16番27号

第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は2025年7月1日とする。但し、本吸収分割手続きの進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

乙は、効力発生日において本対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債、契約、その他の権利義務を甲より承継する。

第5条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しない。

第6条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

乙が本吸収分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 増加すべき資本金 0円
- (2) 増加すべき資本準備金 0円

第7条（株主総会による承認等）

1. 甲は会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする
2. 乙は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第 8 条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを決定する。

第 9 条（従業員の処遇）

乙は、効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員と甲の雇用契約を承継しないものとし、甲は効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとする。

第 10 条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由による甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合には、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第 11 条（競業避止義務の免除）

甲は、本吸収分割の効力発生後も、乙に対し、本対象事業について競業避止義務を一切負わないものとする。

第 12 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を乙が、写しを甲が保有する。

2025 年 4 月 18 日

甲 福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表取締役社長 尾崎 朝樹



乙 福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
株式会社ビジネス・ワンサnte
代表取締役社長 山本 道也



<別紙>

承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。

こられの権利義務のうち、資産及び負債については、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日の前日までの承継する資産及び負債の増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本対象事業に属する流動資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定資産

①有形固定資産

本対象事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

②投資その他の資産

本対象事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する流動負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本対象事業に属する固定負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本対象事業の承継に必要なもの。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

4. 承継するその他の権利義務等

会社分割に伴う承継が可能な本対象事業に属する関係法令上の届出、登録、または許認可、免許等。但し、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

以上

<別紙2>

貸借対照表

2024 年 3 月 31 日現在

会社名：株式会社ビジネス・ワンサント

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	926,341 円	未払法人税等	71,000 円
		株主資本	855,341 円
		資本金	5,000,000 円
		利益剰余金	△4,144,659 円
合計	926,341 円	合計	926,341 円

貸借対照表

(2024 年 3 月 31 日現在)

株式会社ビジネス・ワンサント

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【926, 341】	【流動負債】	【71, 000】
		未払法人税等	71, 000
		【株主資本】	【855, 341】
現金及び預金	926, 341	資本金	5, 000, 000
		利益剰余金	△4, 144, 659
資産の部合計	926, 341	純資産の部合計	926, 341